

門真市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、門真市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を協議する。

(組織)

第3条 協議会は、市長のほか、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民の代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び会長代理)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、第3条第2項第1号に掲げる委員のうちから市長及び委員（以下「委員等」という。）が協議の上、選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に会長代理を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員等の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長及び会長が指名する委員で組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後及び委員の任期満了後最初に開催する会議は、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）
区分	報酬額
／ 略	
認定こども園名称検討 委員会委員	略
空家等対策協議会委員	且 <u>8,400円</u>
略	
備考 略	